

## (2) 民生委員児童委員アンケート

### ○目的

民生委員児童委員の活動状況や負担感、関係機関との連携状況等の実態を把握し、第4期地域福祉計画の策定に資するため

### ○対象

民生委員児童委員及び主任児童委員

### ○対象者数

334人(民生委員児童委員 282人、主任児童委員 52人)

### ○調査期間

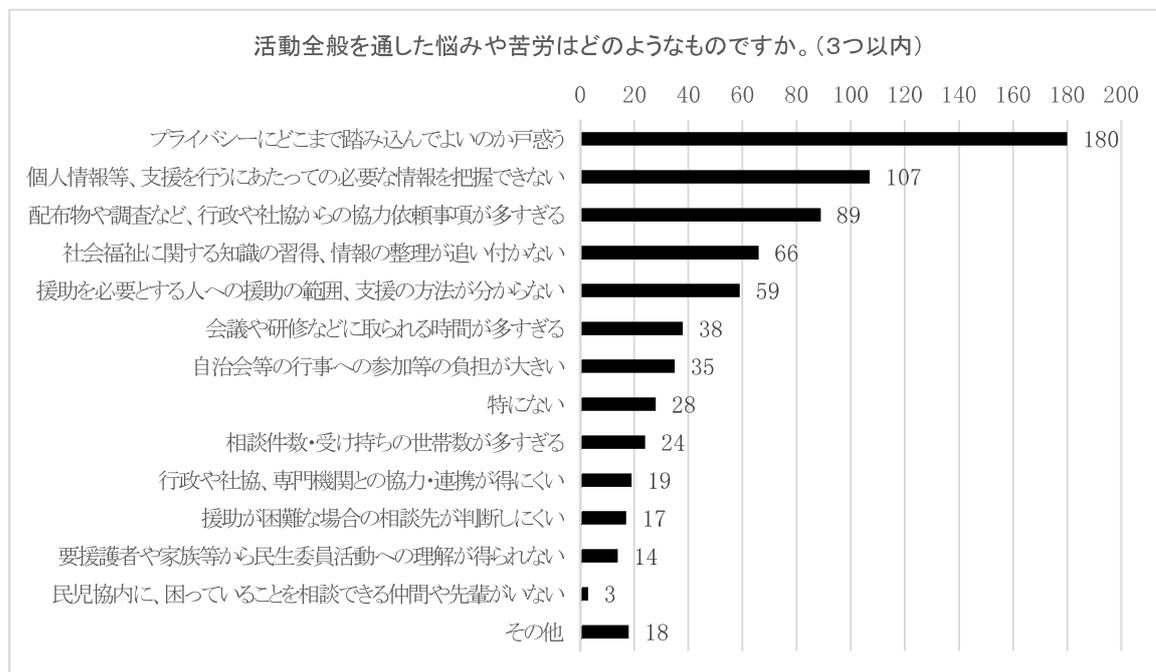
令和3年12月～令和4年1月

### ○回答率

97.9%(327人)

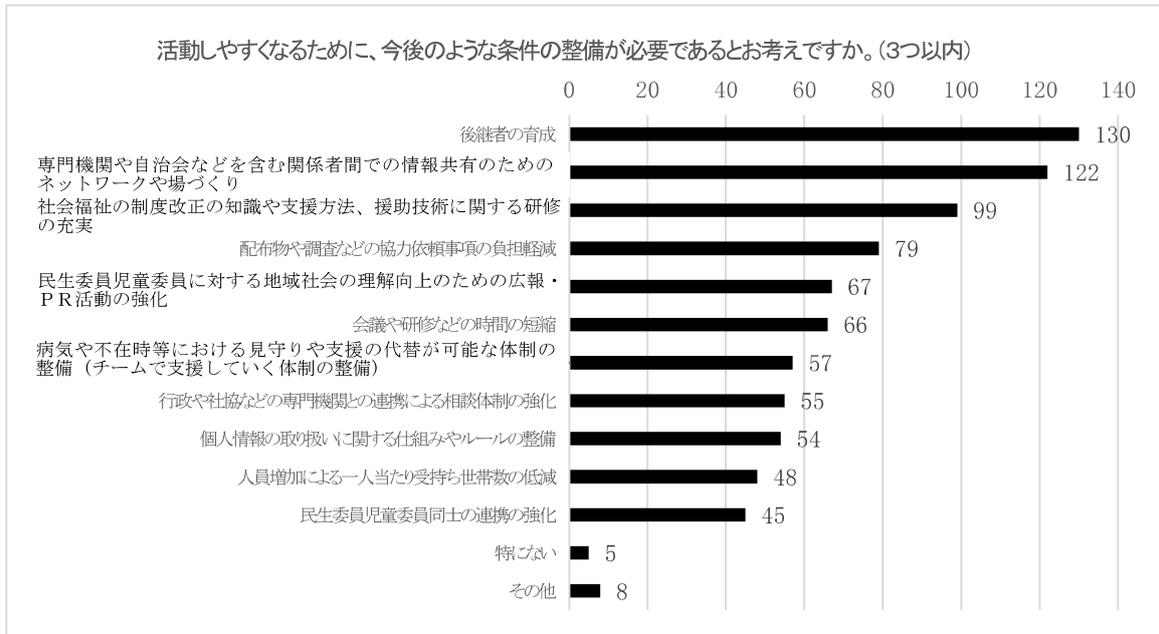
### ①活動全般を通じた悩みや苦勞

- ▶「プライバシーにどこまで踏み込んでよいか戸惑う」、「個人情報等、支援に当たっての必要な情報を把握できない」など、民生委員児童委員は、どこまで援助するのか、また援助しようとしても、個人情報の問題で活動に支障があるなど、個人的な事情へのかかわり方に悩んでいる人が多い。これは改選後まもなく新型コロナウイルス感染症がまん延したことにより研修が軒並み中止となったことが大きいと思われる。



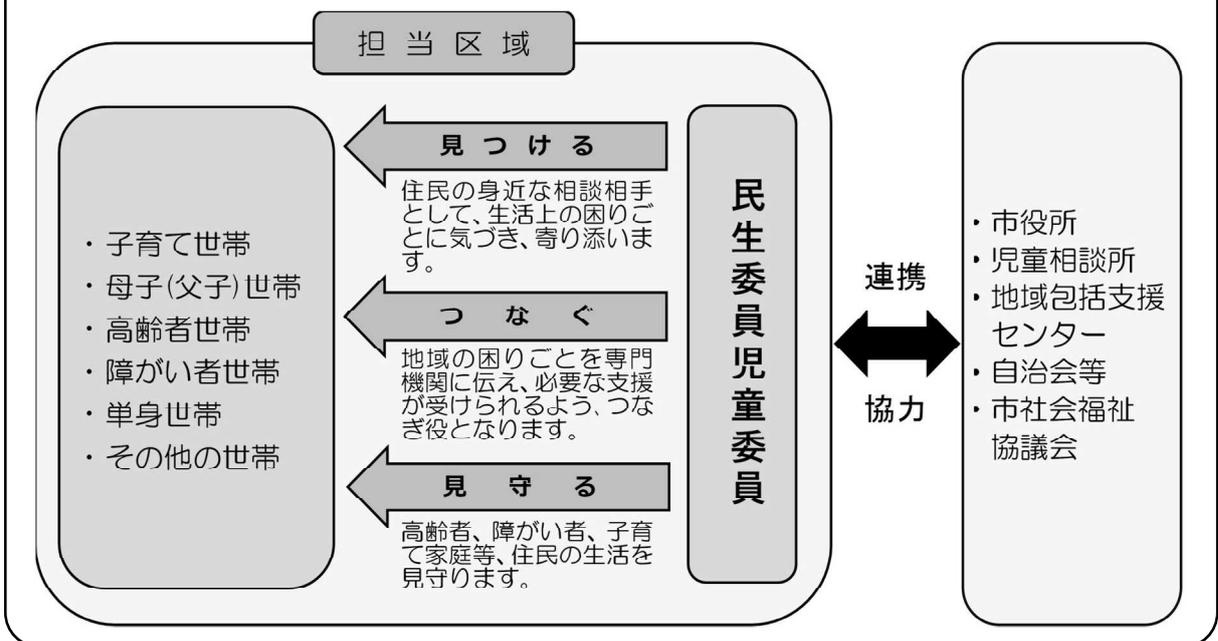
## ②活動しやすくするために今後整備していく条件

- ▶「後継者の育成」が一番多く、民生委員の引き受け手(担い手)がいないと感じている人が多い。また、専門機関や自治会等関係者での情報共有のためのネットワークや場が十分でないと感じている人が多い。
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの研修会が中止となったことにより、充実を求める声が多い。



## 民生委員児童委員活動とは

民生委員児童委員は、地域の皆さんのために、地域を見守り支えるとともに、行政や専門機関等のつなぎ役を担っています。



### 3 第3期計画の主な取組と今後の課題

#### (1) 主な取組

本市では、これまでの第2期、第3期の計画を通じて、地域において、自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会と医療、福祉、その他の事業者等の協働により、サロン活動や見守り活動、子ども食堂など、様々な取組が実践されました。

また、行政の相談支援体制についても各分野の基幹相談を確立するなど包括化を進め、多様化する福祉ニーズに対応してきました。

#### ◇地域活動の推進

地域共生社会(ケアタウン)推進事業については、令和元年度から全26自治会連合会の区域において、各地域の特性に応じた地域福祉活動が実施されています。

各地区では、高齢者世帯を訪問するなどして安否等を確認する「見守り活動」、高齢者の交流を促進するための「サロン活動」、ゴミ出しや室内の電球交換、庭の草むしり等の手伝いを行う「生活応援」の活動のほか、子育て世代の支援活動など特色ある様々な事業が各地区で行われています。



#### ◇相談支援体制の整備・充実

多機関の協働による包括的支援体制整備事業として、複合的で複雑な問題を抱えた方の相談を受け止めるため、市社会福祉協議会に委託して、「福祉まるごと相談」窓口を設置したほか、生活保護利用者等の多様な自立に向けた支援のため、中間的就労事業を開始しました。

また、アウトリーチによる相談や地域福祉活動等に関する支援の充実を図るため、地域福祉相談支援員を配置しました。

#### ◇相談支援機関の包括化

高齢介護分野に関しては、地域包括支援センターの人員体制の拡充や開所日の拡大などの機能強化を図るとともに、障がい分野においては、本人や家族、関係者からの相談に応じ、提供や助言、障がいがある人の権利擁護のために必要な援助を行う障がい者総合相談支援センター「クローバー」と地域における相談支援事業者



等に対する専門的な指導・助言、情報提供等を実施する基幹相談支援センターを設置しました。

子ども子育て分野においては、妊娠期から学童期・青壮年期の各ライフステージにおける相談・支援機能を集約した子ども若者教育支援センター「はーもにい」を設置したほか、妊娠届出時の面談を入口として妊娠中から子育て期にわたる期間、切れ目ない継続した支援の充実を図るため、同施設内に子育て世代包括支援センター「はっぴい」の分室を設置するなど、専門分野ごとの総合的な相談支援を充実させています。

#### ◇成年後見制度の推進

令和3年3月に「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定し、中核機関の設置に向けた準備、市民後見人の養成に係る研修がスタートし、成年後見制度の今後の利用促進や啓発に向けた体制を整えました。

#### ◇災害時における避難行動要支援者支援体制の整備

身体的な理由で2階などへの垂直避難ができない人等の避難場所として、バリアフリー型風水害避難場所を市内3カ所(川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、市民交流センターUMECO)に設置し、受入のために必要な段ボールベッド等の物品や機材を整備しました。

地震等の災害により住居を失った避難行動要支援者のための福祉避難所については、開設施設の見直しと受入体制の整備について検討を行うとともに、災害協定を結んでいる社会福祉法人等から聞き取りを行い、現状の課題等について整理をしました。

## (2) 今後の課題

地域の福祉活動の継続や新たな活動の創出に取り組む担い手が固定化しつつあるとともに、新たな担い手が不足している現状への対応が求められています。

また、複雑かつ複合的な問題を抱える世帯や個人への包括的な支援や問題を抱えていても相談につながらない人に対する支援の充実が必要です。

#### ◇地域福祉活動の担い手不足・負担の増加等

高齢者人口の増加や世帯構成の変化により単身の高齢者が増加し、地域内での声掛けや見守りなど、地域福祉活動が重要性を増している中で、これまで地域でその役割を担ってきた人の高齢化が進むとともに、一部の人に負担が集中している状況も見受けられます。

#### ◇福祉ニーズのさらなる複雑化、多様化

「8050問題」を抱える世帯や介護と育児のダブルケア、地域から世帯全体が孤立している世帯などへの支援は、分野ごとの対応では困難であり、問題が短期的には解決しないことも多くあります。従来の縦割りの支援ではなく、包括的な福祉サービスの提供体制の整備や相談者に寄り添い伴走する支援が必要です。また、孤立している人やヤングケアラーなど適切なサービスにつながらない人への支援のあり方についても検討していく必要があります。

#### ◇権利擁護等の推進

本市においては、高齢化の進展とともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるほか、知的障がい者や精神障がい者の増加も見込まれます。今後の医療・福祉・介護のニーズの拡大と併せ、成年後見制度に対する市民ニーズが高まりつつありますが、十分に利用されていない現状があります。

#### ◇社会参加に関する課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域活動が休止を余儀なくされ、地域の住民が集い、つながりを持つ機会が少なくなっている現状があります。

対面での支援や活動が制約される状況下においても、地域住民の社会参加やつながりの維持、継続のための活動方法を構築する必要があります。

また、特定の世代に参加者が集中している状況があります。

#### ◇災害発生時の避難所の運営、要支援者への支援体制の確立

市民アンケートでも災害に対する関心が高く、災害発生時の支援体制の充実を始め、要支援者への移動支援、福祉避難所の支援体制の整備、介護支援サービスの早期再開、避難訓練等への参加勧奨などを進める必要があります。

また、令和3年5月に災害対策基本法等が一部改正され、避難行動要支援者名簿作成の努力義務化、個別避難計画作成への福祉専門職等の関与、要支援者の福祉避難所への直接避難が示され、それぞれの見直しが求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

みんなで支え合い 誰もが生きいきと 安心して暮らせるまち

### 2 基本目標

この計画の期間において実現すべき目標として、次の4つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標1 重層的支援体制の充実（まるごと受け止める相談支援）

～つながり、つなげる包括的な支援体制づくり～

基本目標2 地域ケア力の醸成

～自分事として地域のみんまで取り組むケア力の高い地域づくり～

基本目標3 社会参加と自立支援の推進

～誰もが生きいきと暮らせる地域づくり～

基本目標4 災害時における支援体制の整備

～被害を軽減する仕組みづくり～

実現したい姿

生活困窮や複雑な問題を抱えたときに、市や身近な場所で相談をすることができて、必要なサービスや支援が受けられる。



地域で暮らす誰もが、身近な人とあいさつを交わし、若者から高齢者まで、お互いを気にかけて、声をかけあい、助け合うことができる。



誰もが身近に参加できる場所があり、一人ひとりの人格が尊重され、生きいきと生活することができる。

災害が起こったときに、それぞれ状況に応じて、適切に避難し被害を最小限にすることができる。



重層的支援

### 3 計画の体系

#### (1) 計画の体系

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための取組の体系は、次のとおりです。



## (2) 地域福祉の圏域

地域住民の参加が大切となる地域福祉の取組を進めるためには、より身近な地域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。

本市は、市内 26 地区の自治会連合会単位の自治会活動等を基盤に地域コミュニティ組織が作られているほか、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などが中心となって、地域福祉活動を担っています。

このことから、本計画では、この 26 地区を「小圏域」とし、地域福祉推進のための基本的な圏域として捉え、各地区の実情に応じた取組を進めます。

また、12 の日常生活圏域を「中圏域」として、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地域包括支援センターを設置して高齢者等の相談支援を実施するほか、地域福祉相談支援員による地域福祉活動のコーディネートなどの支援を実施します。

そして、総合的な相談支援窓口や専門機関等の設置がなされる市域全体を「大圏域」として、市全体の福祉施策を推進します。

大圏域、中圏域における取組は、市(行政)が主体となりますが、小圏域での取組についても、サロン活動や見守り活動、生活応援隊活動など地域住民が活動の主体となって実施する活動が持続するよう支援します。

### 【圏域】

#### 小圏域<自治会連合会 26 地区>

自治会連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会を中心に、地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う圏域で、住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を高める仕組みづくりを進める地域福祉の推進における中心的な市内の 26 圏域(近隣住民相互の協力により、日常的な見守り活動や支えあいの関係づくりを進める基本圏域)

#### 中圏域<日常生活圏域 12 圏域>

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように支援するため、地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援や住民の活動支援を実施している圏域

今後、地域の福祉活動をコーディネート等する地域福祉相談支援員を配置していく予定

#### ※日常生活圏域

日常生活圏域とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を踏まえて市域を区分したもの

#### 大圏域<全市域>

市域全体を対象地域として福祉施策を推進し、自立相談支援窓口、福祉まるごと相談窓口、「クローバー」、「はーもにい」、「はっぴい」等の専門相談機関等を整備する圏域

## 【圏域のイメージ図】



### (3) 地域福祉への参加

少子高齢化や地域との関わりの希薄化が進む中で、地域で暮らす方々が抱える課題やニーズの複合化、複雑化が進んでいます。また、個人や家族、公的な福祉サービスによる支援だけでは課題への対応が難しくなっています。

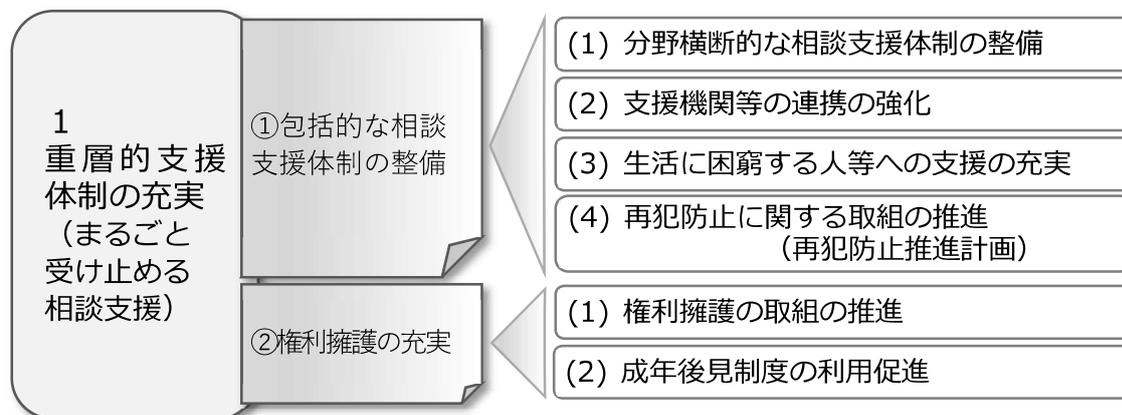
社会福祉法第4条では、地域住民は、地域福祉の推進に努めることが求められるとともに、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、生活する上での各搬の課題を把握し、関係機関との連携により、課題の解決を図るように留意することも求められています。

このような中、誰もが地域で自分らしく、生きいきと暮らしていくためには、自助・互助・共助・公助を上手に組み合わせ、地域住民がお互いに関わりながら地域福祉を進めることが一層重要になっています。

地域福祉を進める上では、これまでのような「担い手」と「受け手」という立場で分かれるのではなく、地域のことを自分事として捉え、住んでいる人、働いている人、自治会、商店会、企業、学校、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、市など地域で暮らす全ての人や団体等が地域福祉に参加し、関わるのが大切です。

## 第4章 計画の取組内容

### 基本目標1 重層的支援体制の充実（まるごと受け止める相談支援） ～つながり、つなげる包括的な支援体制づくり～



#### 基本方針①「包括的な相談支援体制の整備」

相談者が抱える複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題について、市の各相談窓口の連携はもとより、専門機関、福祉関係者や福祉分野を超えたその他の事業者や団体など多機関と連携し包括的な支援体制を整備します。

身近な場所で気軽に相談を受け止め、社会的に孤立している人等への積極的な働きかけにより、相談者等に寄り添った支援に取り組みます。

#### (1) 分野横断的な相談支援体制の整備

市内の各相談窓口の連携を強化し、相談者が必要な支援につながるよう、セーフティネットの機能を高めるとともに、福祉サービスの提供だけでは解決できない相談をまるごと受け止める相談支援の充実を図ります。

=====

<主な取組内容>

- ❖ 自立相談支援、福祉まるごと相談、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「クローバー」、「はーもにい」、「はっぴい」等の各相談機関の連携の推進
- ❖ 市内連携体制の整備の促進
- ❖ まるごと受け止める相談支援の充実

(2) 支援機関等の連携の強化（多機関の協働による包括的支援体制の整備）

相談支援機関、関係機関等の顔の見える関係づくりを進め、多様化した福祉ニーズへの対応を連携して図ることができるよう包括的支援体制の整備を促進していきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖重層的支援会議、地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会等の連携調整の強化
- ❖相談支援機関、関係機関等の顔の見える関係づくりの促進
- ❖地域の関係者（民生委員児童委員ほか）と相談支援機関との連携の強化

(3) 生活に困窮する人等への支援の充実

生活困窮やひきこもりの状況で相談の窓口につながらない人やヤングケアラーなどを支援するため、地域福祉相談支援員を配置するほか、地域の関係者と市、相談支援機関の専門職等の連携強化により、身近な場所で相談を受け止める体制づくりを進め、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行います。

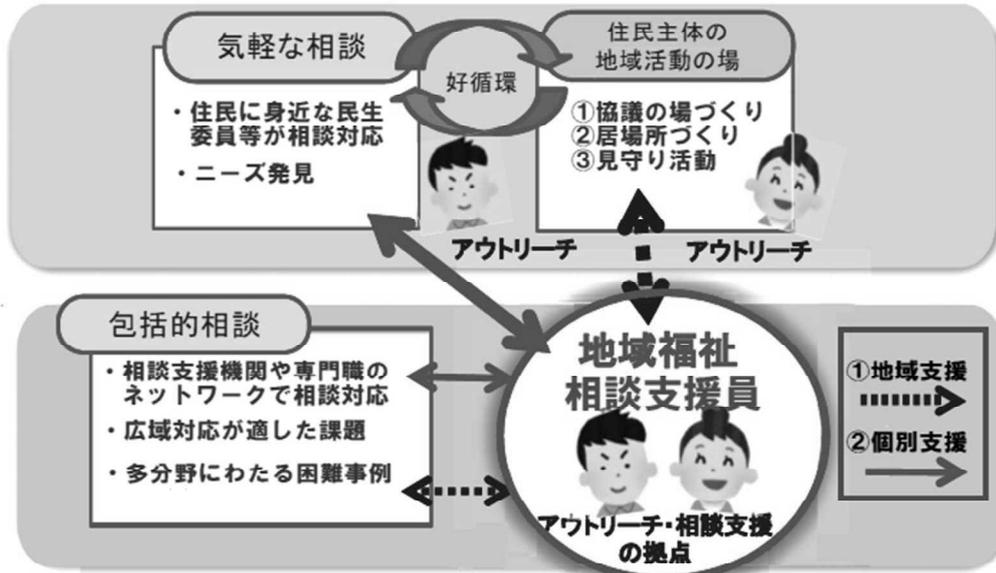
=====

<主な取組内容>

- ❖生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの各種福祉制度の周知
- ❖生活困窮者自立支援施策の充実
- ❖生活保護等の相談、申請、支援のための関係機関との連携の促進
- ❖ヤングケアラー支援の取組の推進
- ❖社会的孤立の防止に係る取組の推進
- ❖自殺予防対策の推進
- ❖アウトリーチによる支援、伴走型支援の充実
- ❖地域福祉相談支援員、民生委員児童委員等による住民に身近な場所での相談の充実
- ❖見えない貧困などの問題を抱えていても声をあげられない人、相談につながらない人の把握の促進

## 地域福祉相談支援員とは

地域福祉相談支援員は、地域福祉の課題解決をサポートし、支援を必要とする人、支援する人、支援をする人同士をつなぐコーディネーターです。



## ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、でも、ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。



厚生労働省ホームページより

#### (4) 再犯防止に関する取組の推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会に復帰することができるよう、当事者の生活等に係る福祉的な相談支援に取り組むとともに、再犯防止・更生保護活動を担う民間協力者の活動やその意義について広く広報周知し、その活動を支援することにより、再犯防止促進の取組を進めます。

=====

<主な取組内容>

- ❖再犯防止に関する支援の推進
- ❖再犯防止に関するネットワークの充実
- ❖再犯防止に関する広報周知の充実

## 《小田原市再犯防止推進計画》

### 1 国の動向

国は、2016年（平成28年）「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定しました。同法に基づき定められた再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）では、犯罪のない安全・安心な社会の実現のためには再犯防止対策が重要であり、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定めるように努めることとしています。

#### (1) 再犯の現状と再犯防止の必要性・重要性

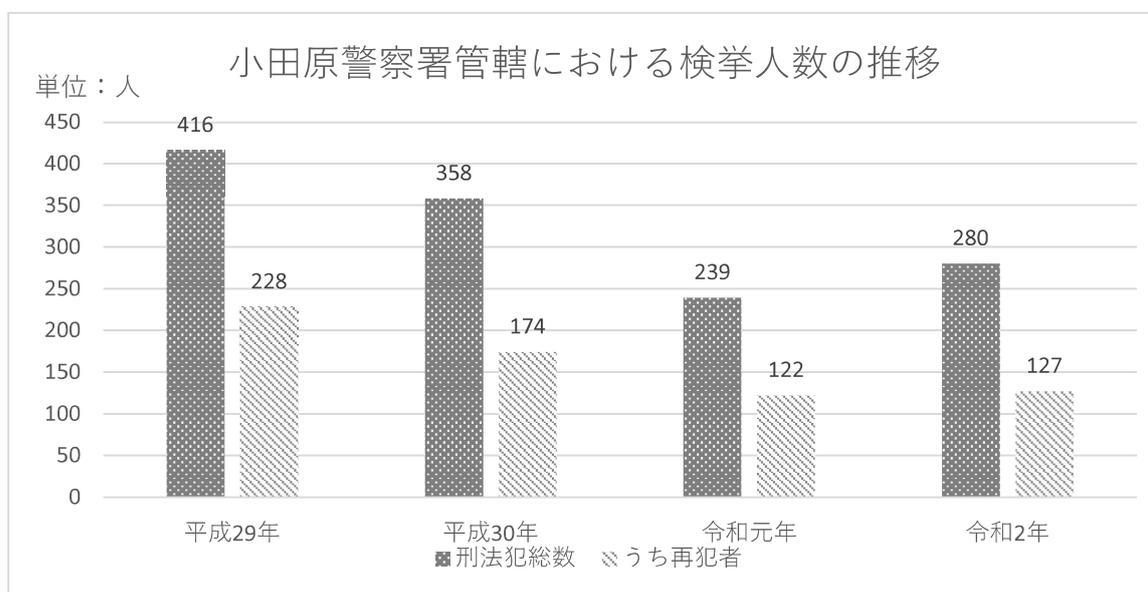
犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人が再び罪を犯すことを防ぐためには、刑事行政手続を離れた社会復帰後も、地域社会で孤立させることのないように、周囲の理解と協力とともに、国、地方公共団体、民間団体等の連携による「息の長い」支援等が必要です。犯罪をした人等の円滑な社会復帰の支援に当たり、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割も重要となっています。

#### (2) 計画の位置づけ

この「小田原市地域福祉計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含したもので、基本目標1－基本方針①－取組の方向性(4)『再犯防止に関する取組の推進』は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられるもので、国の再犯防止推進計画を勘案しています。

## 2 現状

犯罪白書によると、刑法犯の認知件数が令和2年も戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いていますが、個別に見ると、特殊詐欺、児童虐待、配偶者間暴力、サイバー犯罪等のように検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある犯罪もあるとしています。さらに、若年層を中心とした大麻取締法違反の検挙人員の急増、少年による家庭内暴力の認知件数の増加なども指摘しています。また、出所受刑者全体の2年以内再入率は、低下傾向にあり、令和元年の出所受刑者については初めて16%を下回りましたが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移しており、再犯防止対策の更なる充実強化が求められています。(令和3年版犯罪白書より)



※小田原警察署管轄は、小田原市及び足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）

※本データは、法務省矯正局から提供された犯罪統計に係るデータを基に本市が作成

## 3 民間協力者の活動の現状

地域社会における再犯防止等に関する取組は、法務大臣から委嘱を受けた保護司、社会復帰支援のために幅広く更生保護活動を行う更生保護女性会やBBS会等の民間の更生保護ボランティアの協力により支えられてきました。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による支援活動も行われており、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

小田原市内には神奈川県下に4つある更生保護施設の一つである「更生保護法人報徳更生寮」が設置されており、この施設では刑務所出所者等を一定の期間保護し、生活をサポートしながら自立に必要な指導や援助等を行い、再出発の準備を支えています。また、更生保護ボランティアの協力のもと、地域との融和を心掛けて運営されています。

#### 4 民間協力者の活動の課題

民間の更生保護ボランティアは、地域社会の再犯防止や更生保護活動等の重要な役割を担っていますが、昨今は、構成員の高齢化と減少傾向により将来の担い手不足が懸念されており、加えて、地域社会の人間関係の希薄化など社会環境の変化によって、必要な活動体制等の確保が困難となり、従前のような活動が年々難しくなっている状況もあります。

また、刑事行政関係機関と更生保護ボランティアとの連携が不十分な部分もあり、民間協力者による活動を促進するに当たっての課題となっています。

さらに、更生保護施設では、保護期間の終了後、社会生活上不可欠である生活資金や居住場所を確保するための就労支援や居宅支援が重要ですが、雇用主や周囲の人々の理解と協力を得ることなどについても課題があります。

#### 5 今後の方向性（再犯防止推進の取組）

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、誰もが安全・安心して暮らせる地域社会実現に向け、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、市民の関心と理解を深めるよう努めてまいります。

また、再犯防止・更生保護活動等を担う民間協力者の活動やその意義について周知・広報し、その活動を支援します。

#### 6 主な取組内容

- ・犯罪をした人等の社会復帰について、周囲の理解と協力を得るため「社会を明るくする運動」※の促進や啓発活動を支援します。
- ・保護司会の活動費の一部を補助します。
- ・本市における更生保護活動の拠点として、更生保護サポートセンターを設置し、保護司会、更生保護女性会、BBS会の活動を支援します。
- ・更生保護ボランティアの活動や更生保護施設「更生保護法人報徳更生寮」の取組について市民の理解を深めるように、情報発信等の支援に努めます。

## 社会を明るくする運動とは

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和4年で72回目を迎えます。



法務省社会を明るくする運動ホームページより

## 基本方針② 権利擁護の充実

一人ひとりが尊重され、誰もが生きいきと暮らせる共生社会の実現に向け、権利擁護の取組を進めます。

今後も高齢者の増加等により、成年後見制度のニーズが高まることを見込まれ、成年後見制度の理解を進める対応やその利用に係る支援がさらに必要になります。

そこで、中核機関を設置し、成年後見制度への理解が深まるよう普及啓発を行い、あわせて気軽に相談できる窓口を整備するとともに後見人等の支援にも取り組みます。

### (1) 権利擁護の取組の推進

一人ひとりが尊重されるよう共生社会の実現に向けた取組を促進します。

また、高齢者や子ども等への虐待や暴力等の早期発見に努め、関係機関と連携して対策を講じます。

-----

<主な取組内容>

- ◆権利擁護に関する啓発の促進
- ◆ノーマライゼーション理念の理解の促進・障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施
- ◆虐待対策の推進

## 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でないことにより、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度はこのような自分一人で判断することが難しい人に対して、後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

### (例) 身寄りのいない認知症高齢者がリフォーム詐欺にあいそうになった



たとえ、だまされて契約しても、後見人等がリフォーム工事の契約を取り消してくれます

## (2) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でないことにより、財産管理や契約行為などの日常生活に支障がある高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。

=====

❖本市では、令和3年（2021年）3月に策定した「おだわら成年後見制度利用促進指針」を成年後見制度の利用促進に係る基本的な計画として本地域福祉計画の一部に位置づけ、権利擁護施策の一体的な推進に取り組みます。

❖『おだわら成年後見制度利用促進指針』の概略は、次のとおりです。

### (1) 基本理念

「誰もが権利を守られ 自分らしく安心して 暮らし続けることを地域で支え合うまち」

### (2) 基本目標

- ア 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- イ 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う
- ウ 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

### (3) 成年後見制度の利用促進を図るための中核機関の設置

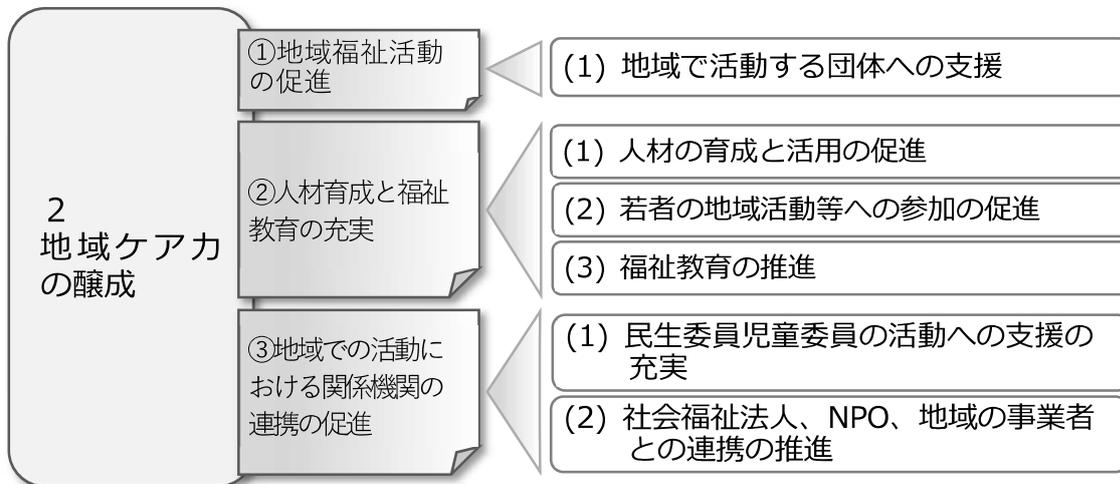
(2)に掲げる基本目標を推進するに当たっては、中心的な役割を担う機関を設置します。中核機関では、成年後見制度の理解促進を図るための市民や関係機関への普及啓発、専門的に相談できる窓口、制度を利用しやすくするための仕組みづくり、市民後見人の養成・支援、法律専門職や医療・福祉・介護等の関係者で構成する地域連携ネットワークの構築などの役割を担います。

### (4) 小田原市成年後見制度利用促進審議会の設置

成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査し、意見を述べるための組織として、小田原市附属機関設置条例に基づく審議会を設置しています。

## 基本目標2 地域ケア力の醸成

～自分事として地域のみんなで行き組むケア力の高い地域づくり～



### 基本方針① 地域福祉活動の促進

地域共生社会の実現に向けて必要となるのは、身近な地域での支え合いの力です。これまでと同様に、地域の中核を担う各団体の活動及び運営を支援するとともに、子ども食堂や高齢者支援、地域のつながり、フードバンクなど目的をもって地域活動に取り組むグループや団体等の取組への支援と連携を進めます。

#### (1) 地域で活動する団体への支援

自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、そのほか地域で活動する団体等の運営のための補助、活動のサポートを通じて、サロン活動や見守り活動等の実施について支援するほか、地域の事業者や関係者がその地域課題に取り組む活動への支援を充実します。

-----  
<主な取組内容>

- ❖自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体等の活動への支援
- ❖地域で福祉活動をする団体等への支援
- ❖地域の公共施設、公民館、空き家の活用など、身近な場所での活動拠点の充実

## 基本方針② 人材育成と福祉教育の充実

市民一人ひとりの地域や福祉への関心を高めるため、研修講座の開催や参加しやすい活動の機会を確保するとともに、誰もがそれぞれにできる形で地域活動に参加できる環境の醸成を図るなど、人材育成と福祉教育の充実に取り組みます。

また、地域の活動を持続可能なものとするため、地域活動に参加している人の負担軽減を図るとともに、将来を担う若者が自分の住む地域活動についての理解を深め、楽しく活動に参加することができる仕組みづくりについて検討を進めます。

### (1) 人材の育成と活用の促進

地域活動は地域の住民の参加によって成り立ちます。地域の多くの住民や多様な主体が「自分ごと」として捉えて、地域の活動にかかわることができるよう、取組を進めていきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖おだわら市民学校や出前講座による地域福祉の理解の促進
- ❖地域での福祉活動への参加意識の醸成
- ❖認知症サポーターの養成
- ❖自殺予防ゲートキーパーの養成

### (2) 若者の地域活動等への参加の促進

将来を担う若者が、自分が住んでいる地域のことを意識して考え、参加したいと思うよう、地域活動に関する広報等を充実するとともに、積極的に楽しく地域活動に参加できるようなインセンティブのある仕組みづくりについて検討していきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖若者が参加しやすい仕組みづくりの検討
- ❖地域活動に関する広報周知の充実

### (3) 福祉教育の推進

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、専門学校、大学の園児、児童生徒や若者が、それぞれの年代に応じて地域福祉を学び、理解する機会を提供し、地域とのつながりを創出する取組を進めていきます。

=====  
<主な取組内容>

- ❖ 大学、各種専門学校等の学生への地域福祉の理解の促進
- ❖ 小中学生等への地域福祉の広報・啓発の充実
- ❖ 幼稚園・保育園と地域との交流の促進

## ～地域とつながる小田原のコミュニティ通貨～ “おだちん”とは

「人と人」、「地域と人」、「地域を良くしたい想い」がつながる、行動やイベントへの参加をすると得られる“おだちん”は、ひと・まち・地球にうれしい、地域とつながる小田原のコミュニティ通貨（地域通貨）です。

コインを「もらう」のも「あげる」のも、地域の仲間と「つながる」必要があります。利用されればされるほど、地域内外の人がつながっていくコインです。

SDGsの取組であることはもちろん、この計画にある社会参加に関する活動や若者の地域活動への興味関心につながる仕組みであり、それらの活動のインセンティブとなることも期待されます。

大人も子どもも、つながるまち小田原を目指します。



### もらおう

お店のちょっとしたお手伝いごとや、SDGsにつながる活動に参加すると“おだちん”がもらえます



### あげよう

もらった“おだちん”は、まちのさまざまなスポットが用意した「ユニークで特別な体験」につかえます



### たのしもう

“おだちん”のやりとりを通じてまちの人と知り合ったり、お店の人とさらに仲良くなるきっかけが生まれます

### 基本方針③ 地域での活動における関係機関の連携の促進

これまでの地域における活動を基盤として、市民一人ひとりが自分ごととして地域の福祉活動等を推進するとともに、住民、地域、事業者(関係機関)、社会福祉協議会、様々な事業者や団体などの相互の連携を深め、協働による活動の充実を図ります。

#### (1) 民生委員児童委員の活動への支援の充実

民生委員児童委員が地域の福祉活動に心のゆとりをもって取り組むことができるよう、業務の見直しを図るとともに、相談支援等の業務に関するサポートを充実させていきます。

=====

<主な取組内容>

- ❖ 民生委員児童委員の活動のサポートの充実
- ❖ 業務の軽減等に関する見直し

#### (2) 社会福祉法人、NPO、地域の事業者等との連携の推進

これまでの地域活動の担い手だけでなく、地域で事業を行う、社会福祉法人やNPO、そのほかの事業者と顔の見える関係を構築し、地域の課題に連携して取り組むことができるよう取組を進めます。

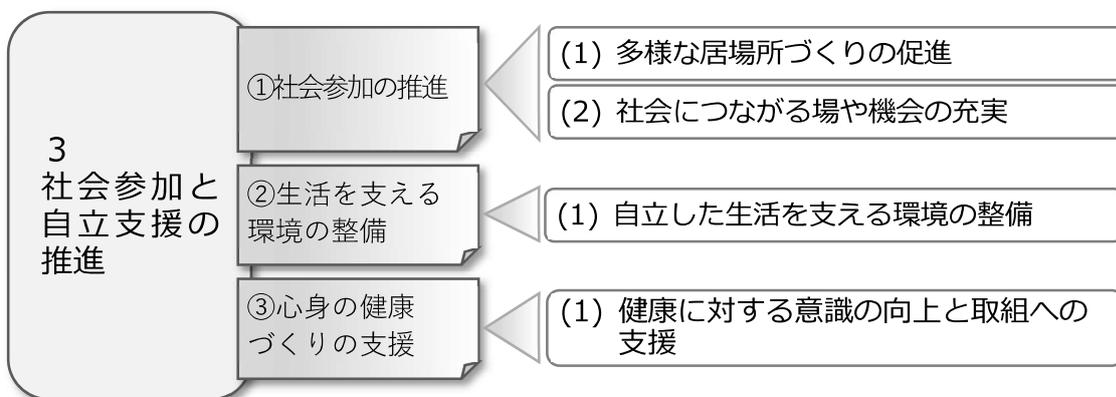
=====

<主な取組内容>

- ❖ 関係者同士の顔の見える関係づくりの促進
- ❖ 社会福祉法人、NPO等との協働によるそのノウハウや資源の活用
- ❖ 福祉分野以外の事業者や医療関係者、団体等とのネットワークの構築、協働の推進

### 基本目標3 社会参加と自立支援の推進

～誰もが生きいきと暮らせる地域づくり～



#### 基本方針① 社会参加の推進

地域で生活するためには、住民同士があいさつやコミュニケーションを図り、集まり交流する機会があることが大切です。これまでも、サロン活動や子ども食堂などの取組が進められており、それらの取組が充実するよう支援するとともに、世代や属性を問わず、地域の誰もが集える居場所づくりについて検討していきます。

また、本市のデジタル技術を活用したまちづくりの推進に連動し、住民同士の新たなつながりや社会参加のあり方について検討します。

##### (1) 多様な居場所づくりの促進

地域の団体、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO などが協働し、地域住民の身近な場所にサロンやカフェ、子ども食堂や学習支援などの多様な居場所づくりを推進するとともに、属性を問わず参加が可能な居場所づくりを目指します。

-----  
<主な取組内容>

- ❖高齢者のサロン、子ども食堂、学習支援、カフェ（認知症カフェ）等の多様な居場所づくりの推進
- ❖地域における子育て支援の推進
- ❖属性を問わず参加が可能な居場所づくりの検討
- ❖多様な活動方法（デジタル技術の活用ほか）の検討

## (2) 社会につながる場や機会の充実

誰もが参加しやすい社会参加の場や、社会に関わりを持つことができる機会を充実させ、「支える」「支えられる」の立場を超えて生きいきと生活できるように、高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加の促進に取り組みます。また、地域の誰もが孤立することなく地域社会に参加することができるよう、農福連携の推進や家族会等への活動の支援などを進めます。

-----  
<主な取組内容>

- ❖ 高齢者の生きがいづくりの促進
- ❖ 高齢者の就業の機会の充実
- ❖ 障がい者の社会参加の促進
- ❖ 障がい者の就業支援及び支援センターぽけっとの運営支援
- ❖ 障がいに関する文化事業開催の支援
- ❖ 就労準備支援や中間的就労の充実
- ❖ 農福連携による参加の場づくりの促進
- ❖ 家族会、自助グループ、当事者会等の活動への支援

### “農福連携”とは

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。現在、玉ねぎやみかんの収穫作業やジャンボタニシの駆除などを、農家と障がい福祉サービス事業所が連携して取り組んでいます。

